

株式会社 プラコ一 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社プラコーと称し、英文ではPLACO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂用加工機械の製造
2. 合成樹脂に関する各種機械類の製造
3. 合成樹脂、化学薬品類、金属製品及び合成樹脂に関する各種機械類の販売
4. 合成樹脂原料、合成樹脂成形加工品の輸出入及び販売
5. 合成樹脂、産業廃棄物、その他のリサイクル機器の開発、製造、輸入及び販売
6. プラスチック又は、廃プラスチックなどを材料とした加工あるいはリサイクル加工による製品の生産と販売
7. その他前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を埼玉県さいたま市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、8百万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利行使することができるものを確定するため必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- ③ 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部または一部を当該株主総会において権利行使する株主と定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時招集する。

- ② 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎事業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当会社は、取締役会を置く。

(員数および選任)

第17条 当会社の取締役は5名以内とし、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。

③ 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任 期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(報 酬 等)

第 19 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会規則)

第 20 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(招 集)

第 21 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。ただし取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が、これに代わる。

② 前項の招集は各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。

ただし緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。

(決 議)

第 22 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によりこれを選定する。

② 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役及び顧問)

第 24 条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(役付取締役の義務の執行)

第 25 条 取締役社長は当会社全般の業務を統轄する。

取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役会の設置)

第 27 条 当会社は、監査役会を置く。

(員数及び選任)

第 28 条 当会社の監査役は3名以内とし、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議)

第 33 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によつて、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。

- ② 前項の剰余金の配当はその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。

平成22年 1月 発行可能株式総数変更に伴い一部改訂

平成23年 6月 第 7 条（自己株式の取得）を追加

平成30年 6月 取締役及び監査役の員数変更に伴い一部改訂

平成30年10月 株式併合に伴う発行可能株式総数及び単元株式変更に伴い一部改訂